

公明党



宮地 徹三

行財政改革は

- 問** ①「再(Re)」の検討は。
②100周年に向けたさらなる行政改革の基本姿勢は。
③定員管理適正化の成果と今後の見込みは。

答 ①24年度は、公共施設サー

- 一般会計は約1622億円で24年度比2・3%減、特別・企業会計は約1528億円で24年度比5・1%減だが、厳しい財政環境の中、25年度予算に対する基本的な考え方。

25年度は将来を見据えた福祉施

策の実施をはじめ、協働を基底とした新たな仕組みづくりや人づくり

財政の健全性の維持と、時代に応じた仕組みづくりが持続可能な行政運営につながる。

ビスの再構築や光寿園等の民間移管などに向け検討した。

②官と民との協働、広域連携、産

学官連携など、まちづくりを担う主体がそれぞれ得意分野等を生かし公共サービスが提供できる自

主・自立のまちづくりを推進する。

③10年度から現在まで、削減目標

697人に対し781人を削減した。市民病院の増築、増床や市立大学の開学に伴う増員分を除くと1038人の削減を図った。25年度は、市民病院と市立大学の別途管理分を除いた目標数値3370人を40人以上下回る見込みである。

りの深化、市制施行100周年への取り組みなどに特に意を用い予算を編成した。また、国の経済対策に呼応して40億円規模の補正予算を編成し、25年度予算と連動した切れ目のない事業実施により、地域経済の下支えを早期に図る。

このほか、期限切れを迎える金融円滑化法に対応するための中小企業向けの経営改善相談事業や中小企業融資の充実などに取り組む。

重症心身障害者福祉年金について

- 問** ①廃止理由は。
②今後の見通しは。

答 ①昭和43年創設の本市独自の制度だが、創設以降、障がい者の医療費助成や年金等の国の社会保障制度は充実し、障がい福祉サービス等も充実した。さらに、福祉サービス利用者の約75%は、所得区分上、利用料が無料となっている。

一方、障がいのある人やその家

体罰について

- 問** 学校教育法は体罰を禁止している。①本市の状況は。
②教育効果は。
③法で禁止している意義は。
④懲戒との違いは。
⑤根絶に向けた取り組みは。

③学校教育で、体罰に頼ることなく、教師の確かな指導力と、児童生徒、保護者との信頼関係によって教育を推進していくかなければならぬと示していると捉えている。

④学校における懲戒は、教育上必要があると認められるときに、教職員が厳しく叱ることである。

- 答** ①24年度、2月末現在の体罰による処分は、中学校教諭への行政措置2件である。
②体罰は教育効果がないだけではなく、児童生徒と保護者の反発心を生み、信頼関係を崩し、その後

族の高齢化が進み、将来に不安を感じる人が増加しているため相談や生活支援の事業へ転換する必要があると判断した。

②きめ細やかな相談支援体制を充実するため基幹相談支援センターを、また、成年後見制度の相談や利用支援、市民後見人の養成など

判断能力が十分でない障がいのある人や高齢者の生活を守るために支援を行うため権利擁護支援センターを設置する。今後も、障がいのある人や高齢者が安心して暮らせるよう、将来を見据えた福祉施策の推進に取り組む。